

弘前マスター認定制度の概要

【目的】

弘前市では、地域産業を支える優れた技能・技術の継承・発展及び人材育成を図るため、商工業・農業など産業全般に携わる優れた技能・技術者を「弘前マスター」として認定し、その社会的評価を高めるとともに、マスター自身の技術力の向上と後進への指導による人材育成を通して、地域産業の活性化を図ることを目的としています。

【制度概要】

<認定対象技術分野>

〈機械工業系〉

- 板金・プレス工 ○溶接工 ○かじ(鍛造)工 ○電子機械部品組立・修理工
- 眼鏡・時計組立・修理工 ○自動車部品組立・整備工 など

〈手仕事系(工芸品含む)〉

- 建築大工・左官 ○刺しゅう工 ○ニット製品編立工 ○陶磁器焼成工 ○木製家具製造工
- つる製品製造工 ○漆器工 ○かわぐつ製造工 ○味噌・しょう油製造工 ○理容師 ○調理師 など

〈農林漁業系〉

- 造園工 ○米・野菜・果樹作農業 ○酪農業 ○水産養殖業 など

<認定基準>

弘前市内に5年以上在住し、又は在勤する現役の技能・技術者のうち、次のすべての要件に該当する者

- ①対象職業に20年以上の従事経験を有する、卓越した技能・技術者であること
- ②技術革新に対応し、新たな技術の習得や生産現場の生産性の向上に積極的に取り組んでいること
- ③後進の指導・育成の能力及び熱意を有し、弘前マスターとして実際に活動可能であること
- ④他の技能・技術者の模範となり、周囲から尊敬される人格を有していること
- ⑤その保有する技能・技術を公開することができること
- ⑥その所属する企業が、マスターとしての職能を評価し、その活動に理解があること

<マスター認定者の活動内容>

○優れた技能・技術の継承・発展と人材育成を図るため、活動可能な範囲で次の活動を行う

- ①小中高や職業能力開発施設などでのゲストティーチャーや技術指導
- ②関係団体や市内企業の主催する研修会の講師や技術指導
- ③講演会、セミナー等の講師・パネリスト・実演
- ④その他本市の産業全般に関する活動

<お問い合わせ先>

○弘前市 商工部 産業育成課 物産振興係

TEL 32-8106(直通)／FAX 35-1105